

(女性活躍推進法)

一般財団法人霞ヶ浦成人病研究事業団 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇取得率の向上  
(1年間に付与される有給休暇の取得率を80%以上とする)

<対策>

- 令和4年4月～ 年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに努める。
- 令和4年4月～ 管理職が率先して年次有給休暇を取得し、他の職員に積極的な取得を促す。

令和4年3月11日策定